

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R4 二次補正（危険なバス停対策事業・タクシーの利便性向上事業 修正））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（「<u>国総地第57号、国自旅第97号</u>」、「<u>国総地第121号、国自旅第339号</u>」）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（補助対象期間の始期）</p> <p><u>第2条の2</u> 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、令和4年12月2日とする。</p> <p>第3条～第19条 （略）</p> <p>（タクシーの利便性向上事業）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（補助対象期間の始期）</p>	<p>附 則（「国総地第57号、国自旅第97号」）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第19条 （略）</p> <p>（タクシーの利便性向上事業）</p> <p>第20条 （略）</p>

<p><u>第20条の2</u> タクシーの利便性向上事業における補助対象期間の始期は、令和4年12月2日とする。</p> <p>(補助対象事業等) 第21条～第28条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(補助対象事業等) 第21条～第28条 (略)</p>
--	--